

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月一日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものと(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。

二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)(については、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。))により記録されたものとする。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

〔三 略〕

2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)(に同項の免許状を備え付けなければならない。)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 〔同上〕

〔表同上〕

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものと(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。))により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)(については、電磁的方法により記録されたものとする。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

〔三 同上〕

2 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)(に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びVSAT地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。)

〔4〕10 略

第四十三條の六 〔略〕

2〕前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、第四十條第一項第一号(2)〔四を除く。〕

及び(5)、同條第二項第一号(2)並びに同項第二号(2)に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。

(備付けを要する書類)

第四十五條の三 〔略〕

〔2〕略

〔削る〕

3〕 〔略〕

(書類の提出)

第五十二條 〔略〕

〔2・3〕略

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一條の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一條の二の六第十三号に規定するものを除く。)、又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5〕略

第五十二條の二 削除

〔4〕10 同上

第四十三條の六 〔同上〕

〔新設〕

(備付けを要する書類)

第四十五條の三 〔同上〕

〔2〕同上

3〕 第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

4〕 〔同上〕

(書類の提出)

第五十二條 〔同上〕

〔2・3〕同上

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一條の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一條の二の六第十二号に規定するものを除く。)、又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5〕同上

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第五十二條の二 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一 第三十九條第三項の規定に基づき報告する書類

二 第四十二條の規定に基づき添付する書類

三 第四十二條の三の規定に基づき報告する書類

四 第四十三條第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書

五 第四十三條の二第一項から第三項までの規定に基づき届け出る書類

六 第四十三條の三第一項の規定に基づき届け出る書類

七 第四十三條の三第二項の規定に基づき報告する書類

八 第四十三條の四の規定に基づき届け出る書類

九 第四十五條の三第二項の規定に基づく証明の申請書に添付する書類

十 第四十六條第一項(第四十六條の三第三項において準用する場合を含む。 )の規定に基づき添付する書類

十一 第四十六條の三第四項の規定に基づき届け出る書類

十二 第四十六條の六の規定に基づき提出する資料

十三 第四十六條の八第一項の規定に基づき届け出る書類

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

- 十四 第四十六条の十の規定に基づき提出する資料
- 十五 第五十条の四第一項の規定に基づき添付する書類
- 十六 第五十条の七第一項の規定に基づく承認の申請書に添付する書類
- 十七 第五十条の七第二項の規定に基づき届け出る書類

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第六章 略</p> <p>第七章 無線局の運用の特例に係る手続(第三十一条の二―第三十一条の四)</p> <p>附則</p> <p>(記載事項の省略)</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合(当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第六章 同上</p> <p>第七章 無線局の運用の特例に係る手続(第三十一条の二―第三十一条の四)</p> <p>第八章 雑則(第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>(記載事項の省略)</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>2 法第六条第一項第九号及び第二項第六号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合(当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(電磁的方法により記録することができる提出書類等)</p> <p>第三十二条 次に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録し、提出することができる。</p> <p>一 第四条第一項に規定する書類</p> <p>二 第五条第二項に規定する書類</p> <p>三 第六条第一項に規定する書類</p> <p>四 第十一条の規定に基づき提出する書類</p> <p>五 第十二条第一項(第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類</p> <p>六 第十六条の規定により再免許申請書に添付する書類</p> <p>七 第二十条の二第一項(同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出する書類</p> <p>八 第二十条の五第二項に規定する書類</p> <p>九 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類</p> <p>十 第二十二條(第二十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき申請する書類</p> <p>十一 第二十三條の二の規定に基づき提出する書類</p> <p>十二 第二十四條の規定に基づき届け出る文書</p> <p>十三 第二十四條の三第一項の規定に基づき提出する書類</p> <p>十四 第二十四條の四に規定する文書</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

- 十五 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類
- 十六 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類
- 十七 第二十五条の四第一項の規定により申請書に添付する開設計画
- 十八 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類
- 十九 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類
- 二十 第三十条の規定に基づき提出する文書
- 二十一 第三十一条第二項の規定により申請書に添付する書類

(無線従事者規則の一部改正)

第三条 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。



改正後	<p>目次</p> <p>「第一章（第八章）略」</p> <p>第九章 指定試験機関（第八十五条 第九十六条）</p> <p>附則</p> <p>「削る」</p>
改正前	<p>目次</p> <p>「第一章（第八章）同上」</p> <p>第九章 指定試験機関（第八十五条 第九十六条）</p> <p>第十章 雑則（第九十七条）</p> <p>附則</p> <p>第十章 雑則</p> <p>（電磁的方法により記録することができる提出書類）</p> <p>第九十七条 この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第四条 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

目次

〔第一章〕第四章 略  
 第五章 雑則（第二十三条）  
 附則

〔削る〕

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

〔第一 略〕  
 第二 法第六十条の時計及び備付書類

- 〔一 略〕
- 一 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、揭示）
- 〔三・四 略〕
- 〔第三 略〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一 略〕

第二 法第六十条の時計及び備付書類

点検の種類

点検の項目

〔一 略〕

二 法第七十三条第四項の点検

〔イ 略〕

ロ 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、揭示）

〔ハ・ニ 略〕

〔第三 略〕

目次

〔第一章〕第四章 同上  
 第五章 雑則（第二十三条・第二十四条）  
 附則

（電磁的方法により記録することができる提出書類）

第二十四条 次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

- 一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類
- 二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類
- 四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類
- 五 第八条の規定に基づき提出する書類
- 六 第九条第二項及び第五項に規定する書類
- 七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類
- 八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類
- 九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類
- 十 第十四条の規定に基づき提出する書類

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

〔第一 同上〕  
 第二 〔同上〕

- 〔一 同上〕
- 一 無線局免許状の備付け及び揭示
- 〔三・四 同上〕
- 〔第三 同上〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一 同上〕

第二 法第六十条の時計及び備付書類

点検の種類

点検の項目

〔一 同上〕

二 法第七十三条第四項の点検

〔イ 同上〕

ロ 無線局免許状の備付け及び揭示

〔ハ・ニ 同上〕

〔第三 同上〕

別表第八号 点検結果通知書の様式 (第21条関係)  
 法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第4項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ  
 る。)

(1枚目)

年 月 日  
 点 検 結 果 通 知 書  
 点検を依頼した無線局の免許人  
 又は予備免許を受けた者 宛て  
 登録検査等事業者  
 の氏名又は名称 (注1) 印  
 登録番号  
 点検員の氏名

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局  
 の無線設備等の点検を行ったので、下表のとおり通知します。(注2)

点検年月日	無線局の種類別	
点検場所	免許番号 (注3)	
識別信号		
点検項目		点検結果
第1 無線従事者の資格及び員数		
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	資格名	員数
2 選任されている無線従事者の従事事実		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 船舶局無線従事者証明書所有及び当該証明の効力	所有 効力	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実	監督の事実	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 年 月 日 受講
6 遭難通信責任者の配置	配置	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
第2 時計及び書類		
1 時計の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
2 無線局免許状の備付け (注5)	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
	保存	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	記載内容	記載内容

別表第八号 点検結果通知書の様式 (第21条関係)  
 法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第3項の点検を依頼した者あて通知する登録点検結果通知書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ  
 る。)

(1枚目)

年 月 日  
 点 検 結 果 通 知 書  
 点検を依頼した無線局の免許人  
 又は予備免許を受けた者 宛て  
 登録検査等事業者  
 の氏名又は名称 (注1) 印  
 登録番号  
 点検員の氏名

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局  
 の無線設備等の点検を行ったので、下表のとおり通知します。(注2)

点検年月日	無線局の種類別	
点検場所	免許番号 (注3)	
識別信号		
点検項目		点検結果
第1 無線従事者の資格及び員数		
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	資格名	員数
2 選任されている無線従事者の従事事実		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 船舶局無線従事者証明書所有及び当該証明の効力	所有 効力	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実	監督の事実	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 年 月 日 受講
6 遭難通信責任者の配置	配置	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
第2 時計及び書類		
1 時計の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
2 無線局免許状の備付け及び揭示	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	揭示	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
	保存	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	記載内容	記載内容

4 その他の書類の備付け	備付け書類	現行化
		されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

【注1～4 略】

短 辺 (日本工業規格A列4番)

5 船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲  
示」とする。

【(2枚目)～(4枚目) 略】

4 その他の書類の備付け	備付け書類	現行化
		されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

【注1～4 同左】

短 辺 (日本工業規格A列4番)

【新設】

【(2枚目)～(4枚目) 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第五条 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	<p>「削る」</p>
改正前	<p>（電磁的方法により記録することができる提出書類）  <del>第九條</del> 第五條の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局については、この省令による改正後の施行規則第三十八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例によることができる。